

令和元年8月26日(月)

令和元年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：久保弘美委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明
と意見を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号1番から8番は、別紙参考資料1ページから8ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならび
に補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番について、説明いたします。所在地は、上区集落公民館の隣に位置し、譲受人は10年間の農業経営農家で野菜作りを中心に栽培しているとのことですので、よろしくお願いします。

議長：次に受付番号2番について、現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。所在地は、宮古空港東側の多良間家から南側へ200mに位置し、大型ハウスがあるが管理不足であるので、別の方が管理している状況ですので、よろしくお願いします。

議長：次に受付番号3番と4番についての、現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古空港の滑走路南側100mに位置し、現在、サトウキビ栽培ですが、今後も譲受人はサトウキビ栽培を行うとのこと。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、平良バイパス通方向からパイナガマ方面に向かい、メモリアルホール心の三叉路の200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培で一帯化利用を行っていくということです。

議長：次に受付番号5番～7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。所在地は、上野給油所東側の上野集落公民館から南へ600mに位置し、夏植え準備で、譲受人は新規就農成年者でサトウキビ栽培を行うということです。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、受付番号5番と隣接していて、譲受人は経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

受付番号7番の説明をいたします。所在地は、宮古空港西側の宮古トラック組合の十字路を市内向け200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長濱推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。所在地は佐良浜から佐和田向けに位置し、譲受人は農業経営の規模拡大で採草地を植え付けするということですのでよろしくお願いたします。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入りますが、7番：長濱国博委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 7番・長濱国博委員退室 》

議 長：それでは再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、5番委員

荷川取委員：

確認ですが、受付番号2番の譲渡人の経営面積が46.2㎡ですが、貸付面積が82.8㎡貸付されているがどういことですか。

砂川事務局：

これは、現在譲渡人が譲受人に貸付している農地を所有権移転して移すということです。

議 長：他に質疑がありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということですので採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）・受付番号1番から8番について、原案どおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしということですので原案どおり決定いたします。では、7番委員の入室・着席を認めます。

《 7番・長濱国博委員入室・着席 》

議 長：次に議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。

事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、6 件でございます。受付番号 9 番から 14 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 9 番から 14 番は別紙参考資料 9 ページから 14 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号 9 番の現地調査結果ならびに補足説明を 3 番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。所在地は、受付番号 1 番と同じ位置にあり現在の利用権については土地改良区で今年完了ということで、その後に野菜作り栽培に取り組むということです。

議 長：次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 13 番委員をお願いします。

田名委員：

所在地は、更竹病院より城辺向けの信号の北方向に位置し、現在は株出し管理であり、機械等はブルトラ、耕運機、軽トラ等を所有しています。

議 長：次に受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員をお願いします。

宮平推進委員：

所有地は JA 農協から宮古空港向けに位置し、現場は現在きれいに耕作されていて譲受人は規模拡大でサトウキビ栽培を行うということです。

議 長：次に受付番号 12 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 2 区推進委員をお願いします。

上地推進委員：

JA 給油所から平良市内向け宮古空港への三叉路の南側に位置し、譲受人は譲渡人と兄妹関係で夫と一緒に農業経営に取り組んでサトウキビ栽培を行っています。機械等はブルトラ、耕運機等を所有している。

議 長：次に受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いします。

長嶺推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。譲受人は譲渡人より10年前から小作していて、今回賃貸借申請を行ったということです。

受付番号14番の説明をいたします。譲受人は6年前から小作していて、今回の賃貸借申請ということであります。機械等についてはブルトラ、耕運機、軽トラ等を所有しています。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし。

議 長：質疑なしということですので採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号9番から14番について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は11件でございます。受付番号15番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から25番は、別紙参考資料15ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号15番から25番について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、13件でございます。
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。この案件は、先月総会で取消しされた件で、父親から子供への使用貸借で肉用牛経営者であります。農機具等も所有していますのでよろしくお願ひします。

議 長：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願ひいたします。

宮平推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。所在地は宮古島市みどり推進課から東に位置し、新規就農者でハウス栽培で野菜作りを行っておりますので、よろしくお願ひします。

受付番号3番の説明は、所在地は袖山浄水場から植物園向けに位置し、サトウキビ栽培でありますのでよろしくお願ひします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願ひいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、城辺地区東京農大研究所南側と城辺球場南側に位置し、サトウキビと野菜栽培を行っておりますのでよろしくお願ひします。農機具等はブルトラ・耕運機・軽トラ等であります。

議 長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願ひいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。所在地はJA上野給油所から南西200mに位置し、譲受人は肉用牛多頭飼育者で、採草地管理であります。

受付番号6番の説明は、所在地は上野中学校東交差点を南側150mに位置し、採草地栽培でありますので、よろしくお願ひします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願ひいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。所在地の土地につきましては、利用者の譲受人は所有者の譲渡人より15年前から無償利用で耕作していましたが、今後は譲渡人からの賃貸借申請がありましたので、よろしくお願ひします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。所在地は、前里添集落から県道佐和田線方向向け200mに位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培ですのでよろしくお願いします。

議 長：次に受付番号9番から13番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号9番から13番の説明については、参考資料を参照して下さるようお願いいたします。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：

要望ですが。利用権設定の内容を担当説明員の方々は、もっと詳しく聞き取って、施設園芸（ハウス栽培）等においても、どの作物を栽培するのか等を記載してもらえれば、分かりやすいと思いますが？

議 長：はい、3番委員

野崎委員：

沖縄県農業振興公社が借りるときは、賃貸借が基本ですが9番の件はなぜ使用貸借なのか？何か理由があるんですか？

新垣事務局：

この土地については、荒地でしたので、耕作予定者が伐解して5年間の使用貸借ということです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。受付番号1番と2番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。所在地は、旧宮原小学校から北側1kmに位置し、増原集落の土地改良区内で、譲受人はサトウキビ経営であるのでよろしく申し上げます。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。所在地は、野田集落の方向に位置し、マンゴーハウス栽培をしているが、譲受人に土地を譲り、そこで野菜栽培も一緒に栽培したいということですのでよろしく申し上げます。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

休憩します。

議 長：次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

現地調査の報告をいたします。現地調査は令和元年8月14日に調査員として芳山会長、奥濱委員、事務局の川満次長、上原主任、仲間さんの6人で現地調査を行いました。日程として、午前10時～午後3時30分まで現地調査し、その後事務局にて調査内容について調整会議を行い、その結果4条申請4件、5条申請17件で合計21件の現地調査でありました。調査結果、特に違反等は見受けられませんでしたので報告します。

受付番号1番の4条申請について、現場は、下地中学校東側の棚根線に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。質疑があれば挙手でお願いいたします。

はい、15番委員

仲里委員：

現地調査時について、写真等と土地面積の確認等は出来ていますでしょうか。

上原事務局：

この土地については、申請人本人提出の図面等に基づいての調査であり、確認しています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。現場は下地庁舎北側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。質疑があれば挙手でお願いいたします。
はい、8番委員

川満委員：

牛舎・堆肥盤設置のための申請ですが、写真確認で現場が海浜に建設されていますが水質汚染等について浄化槽の設置はないでしょうか。

川満事務局：

牛舎と一緒に堆肥盤増築の建設であり堆肥盤の拡大ですので浄化槽等の建設ではありません。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。現場は下地高千穂集落の金城陶芸所を南西300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。
はい、8番委員

川満委員：

申請書に、マンゴーとメロン等の仕分け選別として申請されていますが、どこで施設園芸をして果樹栽培しているのでしょうか。

川満事務局：

譲受人のハウス施設は、宮星牧場の東側に位置し、収穫して、松ヶ原地域で出荷・選別していることから、今後は自分の施設のハウスで収穫選別するとの申請であります。

議長：はい、よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんでしょうか
はい、8番委員

川満委員：

利用権設定において、基盤強化促進法を取得して建物等が建築されるのでしょうか。

川満事務局：

これは、あくまでも農業用目的での基盤強化促進法で、農業用目的であるという4条申請となっていますことが条件です。

議長：はい、ありがとうございました。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。現場は、西原集落北側200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分として農振農用地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

休憩して、昼休みに入ります。

議 長：日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は20件でございます。その内から3件の取り下げがありましたので、17件の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から20番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。現場は、川満集落北側に位置し、農地の広がりなし。宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地商業用施設等に連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。現場は、川満集落北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地商業用施設等に連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。現場は、共和マンション東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地商業用施設等に連なった農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。現場は、佐良浜集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地商業用施設等に連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：

申請書にある権利移転に伴う、単価350万円に対し土地購入費が608万ですが、この差額はどうなっていますか。

川満事務局：

350万円については、申請時の土地購入代であり、608万円が正しい金額です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番と7番は関連する案件ですので、現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号6番と7番の説明をいたします。現場は、久松久貝団地に隣接している農地で、農地の広がりはあるが、宅地の広がりがあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地商業用施設等に連なった農地と判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、10番委員

砂川委員：

条件付宅地分譲という意味を教えてください。

上原事務局：

建築条件付売買予定地ということで許可をして、農地法申請人は転用事業者で事業を完成させて、宅地・駐車場等の目的をもって申請していても建売住宅は認められていませんので、建築条件付宅地分譲ということになります。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号6番と7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号9番の説明をいたします。現場は、鏡原中学校東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・山林等に囲まれた周辺農地と判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号10番の説明をいたします。現場は、鏡原中学校東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、相当数の外構を形成している区域の農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号11番の説明をいたします。現場は、狩俣集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・商店・学校等に連たんし隣接した周辺農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号 1 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。現場は、上野字千代田集落自衛隊官舎前に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号 1 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 1 4 番の説明をいたします。現場は、狩俣（間那津集落）に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号15番の説明をいたします。現場は、長北集落のジロー楽園西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、3番委員

野崎委員：

この集落内にある段差等がある確認をパトロール委員は行って、第1種農地として判断したのか。

議 長：この集落現場ではパトロール委員による区分される段差等は見受けられませんでしたとのことです。

ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号16番の説明をいたします。現場は、保良集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地と判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号17番の説明をいたします。現場は、佐良浜集落南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号18番の説明をいたします。現場は、野原越集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：

牛舎建築施設では、浄化槽は必要ですか。

川満事務局：

本人が提出しました申請書の確認連絡内容を聞いてから対応します。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号19番の説明をいたします。現場は、西中集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします

上原事務局：

受付番号20番の説明をいたします。この申請は、共同住宅新築で当初5階建てを4階建てに変更申請し、現場は市営北保育所300m北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連単宅地・集合住宅等に連なった農地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は受付番号4番・8番・12番を除いて原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明交付申請願いは6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。今月21日に推進委員・事務局の下地さん6人で現地パトロール調査し、現場は狩俣線(宮古ゴルフレンジ)北側に位置し、農地としては難しいと判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。現場は久松公民館の北側に位置し、周辺は宅地でこの農地は宅地・拝所の区別が難しいと判断し非農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。現場は大浦湾漁港の隣に位置し、ほとんど段差があつて開墾が難しい土地であり、非農地相当として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。現場は城辺 A コープ店の西側100mに位置し、農地の土質は岩盤で農地としての利用が難しいと判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。現場は、結の橋学園の隣で土地が狭く原野化して耕作できない状態で非農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。現場は、全体的に雑木等が茂って耕作見込みがない状態なので非農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

下地事務局：

土地改良事業本換地計画については、市農地整備課・県土地連合会の担当職員が本換地の同意に関する説明をいたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第7号土地改良法第52条第8項の規定による城辺山田地区、来間南地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7条は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からのご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。おつかれさまです。

令和元年8月26日(月)

会		長：芳	山	辰	巳
1	番	員：砂	川	栄	徳
2	番	員：久	保	弘	美